

## 奈良工業高等専門学校事務用電子計算機室規程

昭和56年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

### (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に事務用電子計算機室（以下「事務電算室」という。）を置く。

### (任務)

第2条 事務電算室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 事務の電算処理に関すること
- 二 事務用電子計算機のシステム設計に関すること
- 三 事務処理の合理化及び省力化の開発に関すること
- 四 その他事務電算室に関し必要な事項

### (組織)

第3条 事務電算室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長1名
- 二 副室長3名
- 三 室員若干名

### (室長)

第4条 室長は、事務部長とし、室務を総括する。

### (副室長)

第5条 副室長は、総務課長、学生課長及び情報管理室長とし、それぞれ室務を分担して室長を補佐する。

### (室員)

第6条 室員は、本校の事務職員のうちから室長が選任する。

2 室員は、室長及び副室長の命を受け、室務に従事する。

### (運営委員会)

第7条 事務電算室の円滑な運営を図るため、本校に事務用電子計算機室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の任務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事務電算室の運営に関する重要事項
- 二 事務電算化計画に関する事項
- 三 その他事務電算室に関する事項

### (委員会の組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 情報管理室専門職員（電算担当）
- 四 係長のうち室長が任命した者 3名
- 五 室員のうち室長が任命した者 若干名

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第四号の委員に欠員が生じたときは、室長は後任の委員を任命するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第11条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、副室長のうち総務課長がその職務を行う。

（委員以外の者の出席）

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の長を出席させ、その意見を聴くことができる。

（事務）

第13条 委員会の事務は、情報管理室で行う。

（事務電算室の使用）

第14条 事務電算室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。